

データ処理に関するアテンダム

ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が提供し、その利用規約又は契約で指定する業務又はサービス(以下「本サービス」といいます。)において、お客様の指示又は選択により、適用されるデータ保護法(第1条第(1)項に定義します。)の対象となる個人データの処理を行う場合、この「データ処理に関するアテンダム」(以下「本アテンダム」といいます。また、本アテンダム記載の各条項を「本条項」といい、本条項に係る契約を「本契約」といいます。)の定めを適用します。本条項において、お客様は適用されるデータ保護法上の「管理者(controller)」、当社は「処理者(processor)」の立場となります。

本条項は、本サービスにかかる利用規約又は契約(以下「原契約」といいます。)の一部をなすものとします。また、本条項において、当社がお客様に対し、適用されるデータ保護法の遵守に関して負う義務及び責任は、本条項に定めるものに限られるものとします。

本条項は、適用されるデータ保護法の規定に照らして理解され、解釈されるものとし、適用されるデータ保護法に規定されている権利及び義務と矛盾するような、又はデータ主体の基本的な権利及び自由を損なうような方法で解釈されてはならないものとします。

第1節

第1条(定義)

本条項において使用する用語は、以下に定める意味を有します。ただし、本条項において定義されていないものについては、適用されるデータ保護法の定義が適用されます。

(1)「適用されるデータ保護法」とは、別紙I記載の個人データの処理に適用される、関連する法域のデータ保護及びプライバシー法(存在する場合は、関連する監督当局又は関連する法域のその他の管轄当局が発行する規則、布告、政令、通達、決定、指針、基準及び行動規範を含みます。)の総称をいいます。

(2)「管理者」とは、単独で又は他の者と共同して、個人データの処理の目的及び手段を決定する自然人若しくは法人、公的機関、行政機関又はその他の団体、並びに適用されるデータ保護法により定義される類似の用語をいいます。

(3)「データ主体」とは、識別され又は識別され得る自然人(識別され得る自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又

は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に識別され得る者をいいます。)、及び適用されるデータ保護法により定義される類似の用語をいいます。

- (4)「個人データ」とは、データ主体に関するあらゆる情報、及び適用されるデータ保護法により定義される類似の用語をいいます。
- (5)「個人データ侵害」とは、偶発的若しくは違法な破壊、滅失、変更、無権限の開示又はアクセスを導くような、送信され、保存され、又はその他の処理が行われる個人データの安全性に対する侵害、及び適用されるデータ保護法により定義され又は決定される類似の用語をいいます。
- (6)「処理」とは、自動的な手段であるか否かに問わらず、収集、記録、編集、構成、保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又はそれら以外に利用可能なものとすること、整列若しくは結合、制限、消去若しくは破壊のような、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業、及び適用されるデータ保護法により定義される類似の用語をいいます。
- (7)「処理者」とは、管理者のために個人データの処理を行う自然人若しくは法人、公的機関、行政機関又はその他の団体、及び適用されるデータ保護法により定義される類似の用語をいいます。
- (8)「監督当局」とは、適用されるデータ保護法の適用及び遵守を監視、調査、執行又は判断する責任を負う一切の公的機関をいいます。
- (9)「エンドユーザー」とは、顧客が提供する情報通信サービス(該当する場合)を利用する個人をいいます。

第2条(優先順位)

本条項と、本条項に合意した時点で存在し又はその後合意された関連する契約の規定が矛盾する場合は、本条項が優先するものとします。

第2節－当社及びお客様の義務

第3条(処理の詳細)

処理業務の詳細、特に個人データのカテゴリー及び個人データがお客様のために処理される目的は、別紙Ⅰに明記されるものとし、当社は、お客様から追加的な指示を受けない限り、当該処理目的のみのために個人データを処理するものとします。

第4条(当社及びお客様の義務及び権利)

4.1.(お客様の義務及び権利)

- (a)お客様は、処理の適法性の評価及びデータ主体の権利の保護に対する責任を負います。
- (b)お客様は、個人データの処理に関する事項について、当社に指示する権利を留保します。
個々の指示及びその変更は、常に文書化されなければならないものとします。
- (c)適用されるデータ保護法によって要求される場合、お客様は、処理の委託のために予め個人情報保護影響評価を実施するとともに、処理の記録を保管します。

4.2.(指示)

- (a)当社は、お客様からの文書化された指示(該当する場合には、別紙IV「California Consumer Privacy Act(CCPA)に関する指示書」に規定された指示を含むものとみなします。)のみに従って個人データを処理するものとします。ただし、当社が服する関連法令によって処理が要求される場合を除きます。この場合、当社は、重要な公共の利益に基づく法令により禁止されない限り、処理に先立ち当該法的要件についてお客様に通知するものとします。個人データの処理期間を通じて、お客様は追加の指示を与えることができます。
- (b)当社は、お客様から与えられた指示が、当社の見解によれば、適用されるデータ保護法に違反する場合、直ちにお客様に通知するものとします。

4.3.(処理の安全性)

- (a)当社は、不正アクセス及び滅失、破壊、毀損、変更若しくは開示、又はその他の違法な処理から個人データを保護するために適切なレベルの安全性を確保するために、適切な技術的及び組織的措置を講じるものとします。
- (b)このために、当社は、少なくとも、別紙IIに明記された個人データの安全性を確保するための技術的及び組織的措置、並びに時間の経過とともに変化し得るリスクに関してその適切性を確保するためにお客様及び当社の間で合意された事後的な書面による変更を実施するものとします。適切なレベルの安全性の評価において、当社及びお客様は、処理に係る最新技術、実施費用、性質、範囲、背景及び目的、並びに関連するデータ主体の権利及び自由に対する様々な蓋然性と深刻度のリスクを十分に考慮しなければならないものとします。
- (c)当社は、本契約の実施、及びこれに基づく管理及び監視のために厳格に必要な範囲においてのみ、自身の役職員及びその他の者に対し、処理中の個人データへのアクセスを認めるも

のとします。当社は、受領した個人データを処理する権限を与えられた役職員及びその他の者が、その秘密保持を確約し、又は適切な法律上の守秘義務に服することを確保するものとします。

4.4.(文書化及び遵守)

- (a) 12か月ごとに少なくとも1回、当社はお客様に対し、本条項に規定され、かつ適用されるデータ保護法から直接生じる義務の遵守を証明するために必要な情報(第三者認証に関する証明書の写しを含みます。)を提供します。
- (b) お客様は、当社による本条項の不遵守の兆候があり、かつ、上記の情報提供(第4.4条第(a)項参照)では本条項の遵守の証明に不十分である場合に限って、遅くとも30日前に当社に書面で通知した上で、1年に1回を上限として、当社の通常の営業時間内において、当社の日常業務を妨害せず、他の契約先との間の契約上の義務に抵触しない範囲内において、当社における実地監査を自ら又は第三者の監査人(当社の競合他社ではない者に限り、かつ、事前に当社の承諾を得るものとします。)により行うことができます。お客様と当社は、実地監査が開始される前に、監査の範囲、時期、期間、守秘義務等について合意するものとします。監査費用は、別途の合意がない限り、お客様の負担とします。
- (c) 当社、及びお客様又は当社の授権に基づいて行動する者で、個人データへのアクセスを有する者は、お客様の指示による場合を除き、当該データを処理しないものとします。ただし、関連法令によって処理が要求される場合を除きます。

4.5.(復処理者の使用)

- (a) お客様は、当社の別紙Ⅲ記載の復処理者への委託について、包括的に承諾するものとします。
- (i) 当社は、復処理者の追加又は入替により復処理者を変更しようとする場合、電子メールを含む適切な方法を通じて事前にお客様に具体的な通知を行い、当該復処理者への委託に先立ち、当該変更への異議の申立てを可能とする十分な時間をお客様に与えるものとします。当社は、お客様からの要請がある場合には、お客様に対し、当該異議申立ての権利の行使を可能とするために必要な情報を提供するものとします。
- (ii) お客様が、上記の復処理者の変更に係る連絡から30日以内に理由を付して書面により異議を申し立てなかった場合は、お客様は、当該復処理者の変更に承諾したものとみなし、当社は当該復処理者を起用して、特定の処理業務を委託することができるものとします。

(iii)お客様が、上記の期間内に正当な異議を申し立てたにもかかわらず、当社による合理的な対応がなされない場合、お客様は異議申立ての日から30日以内に書面で当社に通知することにより、違約金等の追加の金員を支払うことなく、影響を受ける範囲において本サービスの契約を解約することができるものとします。

(iv)お客様が、上記の期間内に異議を申し立てた場合、当社は、損害賠償等の追加の金員を支払うことなく、影響を受ける範囲において本サービスの契約を解約することができるものとします。

(b)当社が、(お客様のために)復処理者に特定の処理業務の実施を委託する場合、当該委託は、当該復処理者に対し、本条項に従って当社に課されるデータ保護義務と実質的に同一の義務を定める契約によるものとします。当社は、本条項及び適用されるデータ保護法に従って当社が服する義務を復処理者に確実に遵守させるものとし、復処理者によるその義務の履行について、お客様に対し全面的に責任を負うものとします。

4.6.(越境移転)

当社によるデータの第三国への移転は、適用されるデータ保護法に従って行われるものとします。

第5条(管理者に対する支援)

(a)当社は、適用されるデータ保護法に従って、データ主体から受領した要求について、お客様に速やかに通知するものとします。

(b)当社は、お客様が、データ主体からの適用されるデータ保護法に規定された権利を使用する旨の要求に対応する義務を履行するに当たり、処理の性質を考慮に入れて、お客様を支援するものとします。当社は、前項及び本項に従って自身の義務を履行するに際し、お客様の指示に従わなければならぬものとします。

(c)当社は、前項に基づいてお客様を支援する義務に加え、お客様が以下の義務を確実に遵守するにあたっても、データ処理の性質及び当社が入手できる情報を考慮に入れて、さらにお客様を支援するものとします。

(i)ある種類の個人データの処理が自然人の権利及び自由に高度のリスクを生じさせる可能性がある場合、又は適用されるデータ保護法に基づき要求される場合に、当該予定されている処理行為の個人データ保護に対する影響の評価(以下「データ保護影響評価」といいま

す。)を実施する義務。

- (ii)データ保護影響評価により、お客様がリスク軽減のための措置を講じなければ、当該処理により高度のリスクが生じることが示された場合に、処理の前に管轄を有する監督当局と協議する義務。
- (iii)適用されるデータ保護法に従い、リスクに適した安全性の水準を確保するため、適切な技術的及び組織的措置を講じる義務。

(d)当社及びお客様は、別紙Ⅱにおいて、本条によりお客様を支援するために当社が講じる義務を負う適切な技術的及び組織的措置、並びに当該支援の範囲及び程度を定めるものとします。

第6条(個人データ侵害の通知)

(a)当社により処理されるデータに係る個人データ侵害が生じた場合、当社は、処理の性質及び当社が入手できる情報を考慮し、お客様が、(該当する場合に)適用されるデータ保護法に従い監督当局又はデータ主体に対するデータ侵害通知を行う義務を遵守するために、お客様に協力し、これを支援するものとします。

(b)当社により処理されるデータに係る個人データ侵害が生じた場合、当社は、当該個人データ侵害を認識した後、不当な遅滞なくお客様に通知するものとします。当該通知には、少なくとも以下を含むものとします。

- (i)当該個人データ侵害の性質の説明(可能な場合、関係するデータ主体及び個人データ記録のカテゴリー及び概数を含みます。)。
- (ii)当該個人データ侵害に関するさらなる情報が入手できる連絡先の詳細。
- (iii)予想される結果、及び、生じうる悪影響を軽減することを含め、当該個人データ侵害への対処のために講じたか又は講じることを提案する措置。
- (iv)お客様の要請により、適用されるデータ保護法に基づき、お客様が監督当局に対して通知しなければならないその他の必須事項の内容。

上記の全ての情報を同時に提供することが不可能な場合には、その限りにおいて、当初の通知には当該時点で入手可能な情報を含めるものとし、追加的な情報は、入手可能となったときに後から不当な遅滞なく提供するものとします。

第3節－最終条項

第7条(本条項の不遵守及び終了)

- (a)適用されるデータ保護法のいかなる条項も損なうことなく、当社が本条項に定める義務に違反した場合は、お客様は当社に対し、当社が本条項を遵守し、又は本契約が終了するまで、個人データの処理を中止するよう指示することができます。当社は、理由の如何を問わず、本条項を遵守することができない場合は、不当な遅滞なくお客様に通知するものとします。
- (b)当社は、お客様の指示が適用ある法律上の要求に違反する旨を、第4.2条第(b)項に従ってお客様に通知した後も、お客様が当該指示の遵守を主張する場合、本契約及び原契約を解除する権利を有するものとします。
- (c)本契約が効力を生じず、無効となり、取消され、又は終了した場合、当社は、関連法令が個人データの保存を求めていない限り、全ての個人データ(現存するコピーを含む。本項において以下同じとします。)を削除するものとします。お客様は、本契約が効力を生じず、無効となり、取消され、又は終了するまでの間に、お客様自身の責任で、個人データのバックアップ及びダウンロード等の移管を行うものとします。ただし、本契約が効力を生じず、無効となり、取消され、又は終了してから30日以内にお客様から個人データの返却を希望する旨の書面による通知がなされた場合において、当該返却が物理的に可能なときは、当社はお客様に対し個人データを返却するものとします。なお、お客様の責めによる事情により本契約が終了する場合には、お客様は個人データの返却を受けられないものとします。当社は、当該データが削除又は返却されるまで、本条項を確実に遵守し続けるものとします。

第8条(賠償責任)

- (a)当社が本契約の条項への違反について責任を負う場合、当社は、その責任を負う範囲において、お客様が負担した費用、手数料、損害、経費又は損失(但し、お客様に課せられた罰金及び制裁金を除きます。)に関してお客様を補償することについて合意し、保証します。
- (b)当社は、損害又は罰金若しくは制裁金がお客様の行為又は不作為により直接又は間接的に生じたものである限り、かかる損害又は罰金若しくは制裁金について責任を負わないものとします。
- (c)お客様は、当社が被った全ての請求、法的措置、第三者による請求、損失、損害及び経費のうち、お客様による本DPA及び／又はデータ保護法の違反に直接又は間接的に起因する又は関連するものについては、当社を補償し、免責するものとします。

第4節－追加条項

第9条(不可抗力)

当社は、天災地変、ストライキ、暴動、戦争、疫病その他の不可抗力により、本条項で規定する義務の履行ができなかった場合又は義務の履行が遅滞した場合、お客様に対し損害を賠償する責を負わないものとします。

第10条(本サービスの利用者)

お客様以外の管理者(お客様の親会社、子会社、関連会社等を含みます。)が本サービスを利用する場合においては、お客様は、本条項上の権利義務につき、お客様以外の管理者の代理人となるものとします。お客様以外の管理者が当社に対して直接請求できる権利を有する場合には、お客様が当該権利を行使するものとし、お客様は、お客様以外の管理者から取得することが必要な承諾を取得するものとします。当社が、お客様に対して情報を通知又は提供した場合には、当社は、お客様以外の管理者に対しても当該情報を通知又は提供する義務を履行したものとします。

第11条(準拠法及び裁判管轄)

本契約は、日本法に準拠します。本契約に起因又は関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 I : 処理の詳細

処理の主題:

処理の主題(すなわち、処理の主たる対象)は、原契約に規定されます。

個人データが処理されるデータ主体のカテゴリー:

原契約において別途合意される場合を除き、個人データが処理されるデータ主体のカテゴリーには、管理者による本サービスの利用に応じて、以下のデータ主体のカテゴリーが含まれます。

- 管理者の従業員
- 管理者の取引先の従業員
- 管理者の顧客の従業員
- 管理者の最終消費者／ユーザー
- 管理者の顧客／取引先の最終消費者／ユーザー

処理される個人データのカテゴリー:

原契約において別途合意される場合を除き、処理される個人データには、管理者による本サービスの利用に応じて、以下の個人データのカテゴリーが含まれます。

- 氏名
- 個人の住所
- 仕事上の住所
- 個人の電話番号
- 仕事上の電話番号
- 電子メールアドレス
- ソフトウェア／システムユーザー アカウント
- ネットワークに関する情報(IPアドレス、ネットワーク名)
- 電子メール、通信及びファイル
- 仕事上の情報及び文書(例えば、作業ファイル)
- 財務に関する情報及び文書(例えば、口座、給与、財務書類)
- 私的な情報及び文書(例えば、写真、私的文書)

処理されるセンシティブなデータ及び適用される制限又は保護措置(当該データの性質及び関連

するリスクを十分に考慮した制限又は保護措置) :

原契約において別途合意される場合を除き、管理者は、管理者による本サービスの利用に応じて、当社にセンシティブなデータを処理させる場合があります。別紙IIに記載された制限又は保護措置が、センシティブなデータの処理に適用されるものとします。

- ウェブ閲覧履歴
- 郵便、電子メール及びテキストメッセージの内容
- 金融口座情報等のアカウント認証情報
- 金融資産／取引情報
- 個人識別番号／文書
- 生体認証情報
- 医療／健康情報

処理の性質、目的及び期間:

処理の性質	処理の目的	処理の期間
管理者による本サービスの利用に応じ、収集、記録、編集、構成、保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又はそれら以外に利用可能なものとすること、整列若しくは結合、制限、消去若しくは破壊(原契約において別途合意される場合を除きます。)。	原契約に基づく本サービスの提供及び改善(原契約において別途合意される場合を除きます。)。	原契約の有効期間中(原契約において別途合意される場合を除きます。)。

別紙Ⅱ：データの安全性確保のための技術上・組織上の手段を含む、技術的及び組織的措置

当社が講じる個人データの保護のための適切な技術的及び組織的措置の具体的な内容は、下記において定めます。ただし、これらの対策について、本サービスの仕様書・説明書等に追加の記載がある場合には、当該追加の記載が優先して適用されるものとします。

1. 敷地及び施設へのアクセス制御

個人データを管理する敷地及び施設への不正な物理的アクセスを防止するための措置を講じます。この措置には、以下のものが含まれます。

- アクセス制御システム
- IDリーダー、磁気カード、ICカード
- 鍵(の発行)
- ドアの施錠(電子ドア解錠装置等)
- 監視設備
- 警報システム、ビデオ／CCTVモニタ
- 施設への入退場時のログ記録
- 補助記憶装置(モバイルハードドライブディスク(HDD)、USBメモリ等)の持ち込み、持ち出しの管理

2. システムへのアクセス制御

ITシステム及びユーザーのPC／モバイル機器への不正なアクセスを防止するために、措置を講じます。この措置には、以下のユーザーの識別・認証のための技術的及び組織的措置が含まれます。

- パスワードに関する手順(特殊文字の使用、最低文字数、パスワードの変更を含みます。)
- ゲストユーザー又は匿名アカウントによるアクセスの遮断
- システムへのアクセスの集中管理
- 管理部門による承認に基づくITシステムへのアクセス

- ID認証によるアクセス権限の制限
- ITシステムにアクセスしたIPアドレスの分析による、個人データの違法な取得の試みの検知及び対応
- 一定の非アクティブ時間後の自動遮断

3. データへのアクセス制御

権限のあるユーザーが与えられたアクセス権限を超えてデータにアクセスすることを阻止するための措置を講じます。この措置には、以下のものが含まれます。

- アクセス権限の区別
- 職務に応じて定義されたアクセス権限
- 職務の変更に伴うアクセス権限の即時の変更又は抹消
- アクセス権限の付与、変更、又は抹消に関する詳細の記録、並びにそれらの記録の保管
- ユーザーごとの個人アカウントの発行及びアカウントの共有の禁止。ただし、システムの仕様によって複数のアカウントを作成することができない等のやむを得ない場合は、適用されるデータ保護法に基づき、適切なアカウント管理が実施されているという条件の下で、アカウントの共有を認めます。
- 追加の認証方法の採用
- 認証の試みに一定回数失敗した後のITシステムへのアクセス制限
- ITシステム経由のユーザーアクセスに関する自動ログ記録及びその保管並びにそれらのログ記録を安全に保護するための措置
- ユーザーアクセスに関する自動ログ記録の月次レビュー
- 社内プライバシー規程又は関連ポリシーに従った、月次レビューで確認された個人データのダウンロードの理由の確認
- 個人データが記載された印刷資料及びコピー資料を安全に管理するための保護措置(印刷された資料の場合はデータの用途を明記すること、及びその用途に応じて印刷事項を最小化することを含みます。)

4. 開示の制御

データ移転時の不正なアクセス、変更又は削除を阻止し、かつ、全ての移転が安全なものでありログ記録されることを確保するための措置を講じます。この措置には、以下のものが含まれます。

- 全てのデータ移転について、完全なプライベートネットワークの強制的利用
- データのリモートアクセス、移転及び通信について、VPNを用いた暗号化
- 認証情報(パスワード及び生体認証データ等)の移転時の安全な暗号化アルゴリズムを用いた暗号化

5. 入力の制御

全てのデータの管理・維持がログ記録され、また、データの入力、変更又は削除(消去)が行われたかどうか、及び誰によって行われたかに関する監査証跡が維持されることを確保するための措置を講じます。この措置の詳細さのレベルは、環境ごとに固有のものとし、この措置には、以下のものが含まれます。

- ITシステム上のユーザー活動のログ記録

6. 業務の制御

データがお客様の指示に厳密に従って処理されることを確保するための措置を講じます。この措置には、以下のものが含まれます。

- 明確な文言による契約に基づく指示
- 契約の履行状況の監視

7. 利用可能性の制御

偶発的な破壊又は滅失からデータを確実に保護するための措置を講じます。この措置には、以下のものが含まれます。

- ・ バックアップ手順
- ・ 災害及び事故時の緊急対応マニュアル
- ・ 無停電電源装置(UPS)
- ・ 企業としての事業継続計画
- ・ 遠隔記憶装置
- ・ 日次自動更新機能を有するウイルス対策／ファイアウォールシステム
- ・ マルウェアが検出された場合の対応措置
- ・ マルウェアに関して発令された警報又はウイルス対策／ファイアウォールシステムからのセキュリティ更新通知に従った、迅速な更新の実施

8. 分離による制御

異なる目的で収集されたデータを別々に処理することができる措置を講じます。この措置には、以下のものが含まれます。

- ・ スタッフの職務に応じて、異なる目的で保存されたデータへのアクセスを制限
- ・ 業務用ITシステムの分離(すなわち、論理的分離、及び可能な場合はサーバーの分離)
- ・ ITテスト環境及び本番環境の分離

9. 暗号化による制御

特定のデータを保存するための措置を講じます。この措置には、以下のものが含まれます。

- ・ 全てのパスワードを保存する際の一方向暗号化
- ・ インターネット・ネットワーク・セグメント、DMZ、又は内部ネットワークにおいて、エンドユーザーではないデータ主体の住民登録番号、パスポート番号、運転免許証番号、外国人登録番号(以下、総称して「一意の識別データ」といいます。)を保存する際の暗号化
- ・ エンドユーザーの特定の個人データ(一意の識別データ、クレジットカード番号、銀行口座番号及び生体認証データ)を保存する際の安全な暗号化アルゴリズムを用いた暗号化
- ・ エンドユーザーの個人データ、及びエンドユーザーではないデータ主体の一意の識別データ又は生体認証データをユーザーのPC、モバイル機器又は補助記憶装置に保存する際の安

全な暗号化アルゴリズムを用いた暗号化

- ・ 暗号化された個人データを安全に保存するための暗号化キーの安全な生成、使用、保存及び配布の手順

10. データの破棄

本契約の第7条第(c)項に従いデータを破棄するために、以下のいずれかの措置を講じます。

- ・ 完全な破壊(焼却、シュレッダー処理等)
- ・ 特殊な消磁装置を用いた消去
- ・ データを復元できないようにするための初期化又は上書き
- ・ (データの一部のみが破棄される場合、)電子ファイルについては、消去後に個人データを復元又は複製できないようにすることを確保するためのファイルの管理及び監視。その他の記録については、マスキング、穴あけ等による該当部分の消去
- ・ (技術特性により、上記の方法を用いたデータの破棄が難しい場合、)データを匿名化処理し、復元を不可能にするための措置

11. 社内プライバシー規程の制定及び運用

社内プライバシー規程を制定し、運用します。この措置には、以下のものが含まれます。

- ・ 個人データの紛失、盗難、漏洩、偽造又は偽装の防止のための、社内の意思決定手続を通じた社内プライバシー規程の制定及び運用
- ・ 社内プライバシー規程の項目に重大な変更があった場合、当該変更を反映するために当該規程を直ちに更新し、変更の記録を保管すること
- ・ プライバシー・コンプライアンスに関する責任者による、年1回以上の社内プライバシー規程の運用状況に関する評価及び管理(アクセス権限の管理、アクセス記録の保存及び調査、暗号化措置等)

別紙Ⅲ：復処理者一覧

<https://www.softbank.jp/privacy/contact/gdpr/>

別紙IV: California Consumer Privacy Act(CCPA)に関する指示書

この指示書(以下「本CCPA指示書」といいます。)は、本契約の第4.2条に基づき、お客様の「文書化された指示」として、当社に対して提供されるものです。

本契約の第4.2条第(a)項に従い、当社は、(i)カリフォルニア州の消費者の個人情報を処理する限りにおいて、又は、(ii)その他本契約に基づいて当社が行う個人データの処理が、California Consumer Privacy Act of 2018(Cal. Civ. Code § 1798.100 et seq.) (California Privacy Rights Act of 2020による改正及びその施行規則を含みます。)(以下、総称して「CCPA」といいます。)の適用を受ける限りにおいて、本契約に加えて、本CCPA指示書の内容を遵守しなければなりません。

本CCPA指示書において、「事業者」、「消費者」、「コントラクター」、「クロス・コンテクスト行動広告」、「個人情報」、及び「サービスプロバイダー」とは、CCPA上定義された意味を有し、その他の定義語は、本契約で定義された意味を有します。

また、お客様及び当社は、個人情報の処理に関して、お客様が事業者として、当社がそのサービスプロバイダー又はコントラクターとして行動することを確認します。

当社に対するお客様の指示

1. 当社は、個人情報を、(i)CCPAで許容される場合を除き、お客様との間の直接的な取引関係外で、又は原契約に定める業務の遂行以外の商業上の目的で、保持、利用又は開示してはならず、かつ、(ii)当社がCCPAに基づき許容される事業上の目的を遂行する場合を除き、お客様から受領した個人情報と、当社がお客様以外の情報源から受領し、又は消費者から収集した個人情報を組み合わせてはなりません。
2. 当社は、金銭その他の価値ある対価と引き換えに、第三者に対し、個人情報を売却し、貸与し、公開し、開示し、流布し、利用可能な状態に置き、移転し、又は口頭、書面、電子的その他の手段により伝達してはなりません。
3. 当社は、金銭その他の価値ある対価と引き換えに行うか否かを問わず、クロス・コンテクスト行動広告のために、第三者に対し、個人情報を共有し、貸与し、公開し、開示し、流布し、利用可能な状態に置き、移転し、又は口頭、書面、電子的その他の手段により伝達してはなりません。

確認

本契約を締結することにより、当社はCCPA上課せられている自身の義務を理解し、本契約及び本CCPA指示書を遵守することを確認します。